

エコマーク商品類型 No.121「リターナブル容器・包装資材 Version2.0」
認定基準の軽微な改定について

1. 改定の趣旨

本商品類型では、リターナブル容器の廃棄時のリサイクル性を高めるため、分類「B.プラスチック製容器・包装資材」、「E.金属製容器・包装資材」において**製品本体への材質表示**を規定している（分類「B.プラスチック製容器・包装資材」については、Version2 への全面見直し時に新たに追加）。

本商品類型では、申込者をリターナブル事業者（容器の所有者）に限定しているため、破損等で廃棄するリターナブル容器はリターナブル事業者によって管理されている。そのため、容器本体への材質表示でなくとも、リサイクル業者等に材質等の詳細を明記した書類を提出するなど同等の取り組みであれば、基準適合として扱えるよう軽微な改定を行う。

2. 改定箇所

分類「B.プラスチック製容器・包装資材」

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(14) 製品にはリサイクルし易いように表示がなされていること。または、容器を廃棄・再資源化する際、リサイクル業者などに容器の材質を周知していること（ただし、回収されずに不明となる容器が10%を超えないこと）。ポリマの種類表示は日本工業規格 JIS K 6899 - 1 または ISO 1043 - 1 の記号を用いることとし、表示方式については、JIS K 6999 に従うこと。なお、他の法令等により材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることができる。また、ポリマを複数種使用した場合は、“>PE<, PP, PS”のように併記しても良い。（使用したポリマが3種類以上の場合には、“>PE<, PP 他”のように多いものから順に2つを表示し、3番目以降は省略しても良い。）

【証明方法】[申込者]

表示内容と表示部分が確認できる写真や設計書、または材質を周知する方法ならびに回収されずに不明となる容器が10%を超えないことの説明資料などを提出すること。

分類「E.金属製容器・包装資材」

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(8) リサイクル時に、回収された製品の材質の識別（例えばスチール製、アルミ製など）が可能であること。または、容器を廃棄・再資源化する際、リサイクル業者などに容器の材質を周知していること（回収されずに不明となる容器が10%以下である場合に限る）。

【証明方法】 ※証明者＝申込者

製品の材質が識別可能であること示す説明書、または材質を周知する方法ならびに回収されずに不明となる容器が10%を超えないことの説明資料などを提出すること。

3. 改定日： 2008年8月21日

以上